

好日苑 料金表 (4人部屋 1割負担)

R7. 2. 1 改定

※ 第1～3段階の軽減措置を受ける為には、市役所の認定書が必要です。

介護度	① 1日サービス費	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要介護1	793円	38,959円	55,079円	63,139円	85,149円	106,539円
要介護2	843円	40,626円	56,746円	64,806円	86,816円	108,206円
要介護3	908円	42,792円	58,912円	66,972円	88,982円	110,372円
要介護4	961円	44,558円	60,678円	68,738円	90,748円	112,138円
要介護5	1,012円	46,257円	62,377円	70,437円	92,447円	113,837円
※ 1か月31日の場合で計算 (対象者の方・必要時の各加算 + 保険適用外の利用料は含まず)						
⑥ 食費 (1日)		300円	390円	650円	1,360円	1,800円
⑨ 居住費 (1日)		—	430円	430円	430円	680円
② サービス提供体制強化加算(I) (1日)					22円	
③ 夜勤職員配置加算 (1日)					24円	
④ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (1日)					51円	
⑤ 介護職員等処遇改善加算(I)		{ (①②③④ × 入所日数) + 対象者の方・必要時の各加算 }				× 7.5%
対象者の方・必要時の各加算						
初期加算 (I)	60 円 / 日	急性期医療を行う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、入所した者について入所日より30日間に限り加算				
初期加算 (II)	30 円 / 日	入所日より30日間に限り加算(初期加算(I)を算定している場合は算定しない)				
短期集中リハビリテーション実施加算 (I)	258 円 / 日	入所後3月以内に集中的にリハビリを行った場合であって、かつ、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直していること				
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)	240 円 / 回	認知症の方に入所後3月以内に集中的にリハビリを行った場合(生活機能の改善を目的として行い、記憶の訓練・日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを実施致します。)				
協力医療機関連携加算	100 円 / 月	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て当該入所者等の病歴等の情報を共有する仕組みを定期的に開催していること ①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院は原則として差止めない体制を確保していること				
安全対策体制加算	20 円 / 回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること (入所時に1回を限度として算定)				
療養食加算	6 円 / 回	糖尿病や腎臓病などの療養食を提供した場合 (1日につき3回を限度)				
外泊時費用負担金	362 円 / 日	居室における外泊を認めた場合 (月6日を限度として算定)				
所定疾患施設療養費 (II)	480 円 / 日	肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪について、投薬・検査・注射・処置等を行った場合 (1月に1回連続10日を限度として算定)				
高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	10 円 / 月	①医療機関(協定締結医療機関)との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること ②協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めることともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること ③診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること				
新興感染症等施設療養費	240 円 / 日	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療・入院調整等を行う医療機関を確保し、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合(1月に1回連続する5日を限度として算定)				
入所前後訪問指導加算 (I)	450 円 / 回	入所前に居室を訪問してサービス計画を策定した場合				
入所前後訪問指導加算 (II)	480 円 / 回	生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活にかかる支援計画を策定した場合				
退所時情報提供加算 (I)	500 円 / 回	居室・退所後の主治医に対して、診療情報身の状況、生活歴等を提供した場合				
退所時情報提供加算 (II)	250 円 / 回	医療機関へ退所後、診療情報身の状況、生活歴等を提供した場合				
入退所前連携加算 (I)	600 円 / 回	①入所予定日前30日以内または入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連携し、当該入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること ②入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居室において居宅サービス等を利用する場合において、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者の同意を得て、入所者の診療状況を示す文書添えて入所者に係る居宅サービス等に必要となる情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して、退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行うこと				
入退所前連携加算 (II)	400 円 / 回	入退所前連携加算 (I) の算定要件の、上記②を満たすこと				
退所時栄養情報連携加算	70 円 / 回	特別食(糖尿病食や腎臓病食などの療養食)を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者に対して、管理栄養士が退所先の医療機関に対して栄養管理の情報を提供した場合				
再入所時栄養連携加算	200 円 / 回	特別食(糖尿病食や腎臓病食などの療養食)を必要とする者				
生産性向上推進体制加算 (II)	10 円 / 月	①入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方を検討するための委員会の開催に必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に進めていること ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること				
経口維持加算 (I)	400 円 / 月	現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種との共同して、入所者の栄養管理を目的とした食事調整を行うこと、かつ、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合)にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限り)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合				
経口維持加算 (II)	100 円 / 月	協力医療機関を定めている指定介護老人保健施設が、経口維持加算 (I) を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合				
科学的介護推進体制加算 (I)	40 円 / 月	①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報(科学的介護推進加算 (II) では、加えて疾病の状況や服薬情報等)を、厚生労働省に提出していること ②必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること				
科学的介護推進体制加算 (II)	60 円 / 月					
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (II)	33 円 / 月	医師、理学療法士、作業療法士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はそのご家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること				
褥瘡マネジメント加算 (I)	3 円 / 月	①入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて施設入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること ②1の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること ③入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状態について定期的に記録していること ④1の評価に基づき少なくとも3月に1回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること				
褥瘡マネジメント加算 (II)	13 円 / 月	褥瘡マネジメント加算 (I) の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がないこと				
排せつ支援加算 (I)	10 円 / 月	①排せつに介護を要する入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること ②①の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者については、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること ③①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること				
排せつ支援加算 (II)	15 円 / 月	排せつ支援加算 (I) の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、 ①施設入所時と比較して排泄・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと ②又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること				
排せつ支援加算 (III)	20 円 / 月	排せつ支援加算 (I) の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、 ①施設入所時と比較して排泄・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと ②かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること				
自立支援促進加算	300 円 / 月	①医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも3月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画の策定等に参画していること ②医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であると判断された入所者ごとに、多職種共同で自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること ③医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること ④医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、自立支援の促進等に必要となる情報を活用していること				
ターミナルケア加算 (死亡日45日前～31日前)	72 円 / 日	ご家族の同意を得て、ターミナルケア(終末期医療・終末期看護)が行われた場合(遺体搬送)「1」の終末期における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと 施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること				
" (死亡日30日前～4日前)	160 円 / 日					
" (死亡前々日、前日)	910 円 / 日					
" (死亡日)	1,900 円 / 日					
保険適用外の利用料 (希望される方のみ : 全額自己負担となります。)						
ケア・サポートセット	業者契約	入所に必要となる衣類・タオル類・日用品を日額定額制のレンタルでご利用いただけるサービス				
電気器具使用電気代	55 円 / 日	1器具につき1日55円 (税込)				
理美容代	実費	カット 2,520円・カットとカラー 6,700円 他				
インフルエンザ予防接種・肺炎球菌予防接種代	実費	各市町により異なります。				
利用料計算式						
(①②③④⑥⑨) × 入所日数 + ⑤⑥⑦ +		対象者の方・必要時の各加算 +			保険適用外の利用料	

好日苑 料金表 (2人部屋 1割負担)

R7. 2. 1 改定

※ 第1~3段階の軽減措置を受ける為には、市役所の認定書が必要です。

介護度	① 1日サービス費	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要介護1	793円	79,879円	95,999円	104,059円	126,069円	147,459円
要介護2	843円	81,546円	97,666円	105,726円	127,736円	149,126円
要介護3	908円	83,712円	99,832円	107,892円	129,902円	151,292円
要介護4	961円	85,478円	101,598円	109,658円	131,668円	153,058円
要介護5	1,012円	87,177円	103,297円	111,357円	133,367円	154,757円

※ 1か月31日の場合で計算 (対象者の方・必要時の各加算 + 必要時の各加算 + 保険適用外の利用料は含まず)

⑥ 食費 (1日)	300円	390円	650円	1,360円	1,800円
⑨ 居住費 (1日)	—	430円	430円	430円	680円
⑩ 特別な室料 (1日)	—	—	—	1,320円	—
② サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日)	—	—	—	22円	—
③ 夜勤職員配置加算 (1日)	—	—	—	24円	—
④ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(1日)	—	—	—	51円	—
⑤ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	—	—	—	—	—

[((①②③④) × 入所日数) + 対象者の方・必要時の各加算] × 7.5%

対象者の方・必要時の各加算

初期加算(Ⅰ)	60円/日	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、入所した者について入所日より30日間に限り加算
初期加算(Ⅱ)	30円/日	入所日より30日間に限り加算(初期加算(Ⅰ)を算定している場合は算定しない)
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258円/日	入所後3月以内に集中的にリハビリを行った場合であって、かつ、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直していること
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240円/回	認知症の方に入所後3月以内に集中的にリハビリを行った場合(生活機能の改善を目的として行い、記憶の訓練・日常生活活動の訓練等と組み合わせたプログラムを実施します。)
協力医療機関連携加算	100円/月	協力医療機関と共同で、入所者等の同意を得て当該入所者等の病歴等の情報を共有する取組を定期的に開催していること ①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること
安全対策体制加算	20円/回	外員の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること(入所時に1回を限度として算定)
療養食加算	6円/回	糖尿病食や腎臓病食などの療養食を提供した場合(1日につき3回を限度)
外泊時費用負担金	362円/日	居室における外泊を認めた場合(月6日を限度として算定)
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480円/日	肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・結核・慢性心不全の増悪について、投薬・検査・注射・処置等を行った場合(1月に1回連続10日を限度として算定) ①医療機関(協定締結医療機関)との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10円/月	①協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めること ②感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること ③診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること
新興感染症等施設療養費	240円/日	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを提供する場合(1月に1回連続10日を限度として算定)
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450円/回	入所前に居室を訪問してサービス計画を策定した場合
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480円/回	生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活にかかわる支援計画を策定した場合
退所時情報提供加算(Ⅰ)	500円/回	居室へ退所後の主治医に対して、診療情報心身の状況、生活歴等を提供した場合
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250円/回	医療機関へ退所後、診療情報心身の状況、生活歴等を提供した場合
入退所前連携加算(Ⅰ)	600円/回	①入所予定日前30日以内または入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連携し、当該入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること ②入所時期が1月を超えて入所者が退所し、その居室において居宅サービス等を利用する場合において、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者の同意を得て、入所者の診療状況を添付文書添えて入所者に係る居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して、退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行うこと
入退所前連携加算(Ⅱ)	400円/回	入退所前連携加算(Ⅰ)の算定要件の上記②を満たすこと
退所時栄養情報連携加算	70円/回	特別食(糖尿病食や腎臓病食などの療養食)を必要とする入所者又は低栄養状態であると医師が判断した場合
再入所時栄養連携加算	200円/回	特別食(糖尿病食や腎臓病食などの療養食)等を必要とする者
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月	①入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること ②職員研修等のテクノロジーを1つ以上導入していること
経口維持加算(Ⅰ)	400円/月	現に経口より食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び協議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合)に基づき、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限りを受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合
経口維持加算(Ⅱ)	100円/月	協力歯科医療機関を定めている指定介護老人保健施設が、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び協議等を行い、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が関わった場合
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40円/月	①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報(科学的介護促進加算(Ⅱ)では、加えて疾病の状況や服薬情報等)を、厚生労働省に提出していること
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60円/月	②必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33円/月	医師、理学療法士、作業療法士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はそのご家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円/月	①入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて施設入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること ②①の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること ③入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状態について定期的に記録していること ④①の評価に基づき少なくとも3月に1回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円/月	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のないこと
排せつ支援加算(Ⅰ)	10円/月	①排せつに介護を要する入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること ②①の評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること ③①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること
排せつ支援加算(Ⅱ)	15円/月	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について ①施設入所時と比較して排便・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない ②又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること
排せつ支援加算(Ⅲ)	20円/月	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について ①施設入所時と比較して排便・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない ②かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること
自立支援促進加算	300円/月	①医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画の策定等に参加していること ②医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であると判断された入所者ごとに、多職種共同で自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること ③①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること ④医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、自立支援の促進等に必要となる情報を活用していること
ターミナルケア加算(死亡日45日前~31日前)	72円/日	ご家族の同意を得て、ターミナルケア(終末期医療・終末期看護)が行われた場合(追加要件)「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと 施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること
ターミナルケア加算(死亡日30日前~4日前)	160円/日	
ターミナルケア加算(死亡前々日、前日)	910円/日	
ターミナルケア加算(死亡日)	1,900円/日	

保険適用外の利用料 (希望される方のみ : 全額自己負担となります。)

ケア・サポートセット	業者契約	入所に必要となる衣類・タオル類・日用品を日額定額制のレンタルでご利用いただけるサービス
電気器具使用電気代	55円/日	1器具につき1日55円(税込)
理美容代	実費	カット 2,520円・カットとカラー 6,700円 他
インフルエンザ予防接種、肺炎球菌予防接種代	実費	各市町により異なります。

利用料計算式

((①②③④⑥⑨⑩) × 入所日数 + ⑤⑥⑦ + 対象者の方・必要時の各加算 + 保険適用外の利用料)

好日苑 料金表 (個室 1割負担)

R7. 2. 1 改定

※ 第1～3段階の軽減措置を受ける為には、市役所の認定書が必要です。

介護度	① 1日サービス費	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要介護1	717円	121,677円	124,467円	157,947円	179,957円	205,377円
要介護2	763円	123,210円	126,000円	159,480円	181,490円	206,910円
要介護3	828円	125,376円	128,166円	161,646円	183,656円	209,076円
要介護4	883円	127,209円	129,999円	163,479円	185,489円	210,909円
要介護5	932円	128,841円	131,631円	165,111円	187,121円	212,541円
※ 1か月31日の場合で計算 (対象者の方・必要時の各加算 + 保険適用外の利用料は含まず)						
⑥ 食費 (1日)		300円	390円	650円	1,360円	1,800円
⑨ 居住費 (1日)		550円	550円	1,370円	1,370円	1,750円
⑩ 特別な室料 (1日)				2,200円		
② サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日)				22円		
③ 夜勤職員配置加算 (1日)				24円		
④ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(1日)				51円		
⑤ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		{ (①②③④ × 入所日数) + 対象者の方・必要時の各加算 }				×7.5%
対象者の方・必要時の各加算						
初期加算(Ⅰ)	60円/日	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、入所した者について入所日より30日間				
初期加算(Ⅱ)	30円/日	入所日より30日間に限り加算(初期加算Ⅰ)を算定している場合は算定しない				
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258円/日	入所後3月以内に集中的にリハビリを行った場合であって、かつ、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直していること				
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240円/回	認知症の方に入所後3月以内に集中的にリハビリを行った場合(生活機能の改善を目的として行い、記憶の訓練・日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを実施致します。)				
協力医療機関連携加算	100円/月	協力医療機関の間で、入所者等の同意を得て当該入所者等の病歴等の情報を共有する協議を定期的に開催していること ①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること				
安全対策体制加算	20円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること(入所時に1回を限度として算定)				
療養食加算	6円/回	糖尿病食や腎臓病食などの療養食を提供した場合(1日につき3回を限度)				
外泊時費用負担金	362円/日	居宅における外泊を認めた場合(月6日を限度として算定)				
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480円/日	肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪について、投薬・検査・注射・処置等を行った場合(1月に1回連続10日を限度として算定) ①医療機関(協定締結医療機関)の間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること				
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10円/月	①協力医療機関等と間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めることにも、感染症の発生時に協力医療機関等と連携し適切に対応していること ②診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること				
新興感染症等施設療養費	240円/日	入所者等に別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する療養サービスを行った場合(1月に1回連続する5日を限度として算定)				
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450円/回	入所前に居宅を訪問してサービス計画を策定した場合				
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480円/回	生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活にかかわる支援計画を策定した場合				
退所時情報提供加算(Ⅰ)	500円/回	居宅へ退所後の主治医に対して、診療情報心身の状況、生活歴等を提供した場合				
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250円/回	医療機関へ退所後、診療情報心身の状況、生活歴等を提供した場合				
入退所前連携加算(Ⅰ)	600円/回	①入所予定日前30日以内または入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連携し、当該入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること ②入所後1か月以内に入所者退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合において、入所者の退所に先立ち入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者の同意を得て、入所者の診療状況を示す文書を添えて入所者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して、退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行うこと				
入退所前連携加算(Ⅱ)	400円/回	入退所前連携加算(Ⅰ)の算定要件の、上記②を満たすこと				
退所時栄養情報連携加算	70円/回	特別食(糖尿病食や腎臓病食などの療養食)を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した場合(糖尿病食や腎臓病食などの療養食)等を必要とする者				
再入所時栄養連携加算	200円/回	①入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に進めていること ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること				
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月	現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員等の職種が協力して、入所者の栄養管理を行うこと ②必要に応じて評価を見直すなど、サービス提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること				
経口維持加算(Ⅰ)	400円/月	①利用者ごとのADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報(科学的介護促進加算(Ⅱ)では、加えて疾病の状況や服薬情報等)を、厚生労働省に提出していること ②必要に応じて評価を見直すなど、サービス提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること				
経口維持加算(Ⅱ)	100円/月	協力医療機関を定めている指定介護老人保健施設が、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合				
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40円/月	①利用者ごとのADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報(科学的介護促進加算(Ⅱ)では、加えて疾病の状況や服薬情報等)を、厚生労働省に提出していること ②必要に応じて評価を見直すなど、サービス提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること				
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60円/月	①利用者ごとのADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報(科学的介護促進加算(Ⅱ)では、加えて疾病の状況や服薬情報等)を、厚生労働省に提出していること ②必要に応じて評価を見直すなど、サービス提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること				
リハビリテーションマネジメント計画情報加算(Ⅱ)	33円/月	医師、理学療法士、作業療法士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はそのご家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること ①入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて施設入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること ②1の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること ③入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状態について定期的に記録していること ④1の評価に基づき少なくとも3月に1回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること				
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円/月	①褥瘡の発生と関連のあるリスクについて施設入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること ②1の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること ③入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状態について定期的に記録していること ④1の評価に基づき少なくとも3月に1回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること				
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円/月	①褥瘡の発生と関連のあるリスクについて施設入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること ②1の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること ③入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状態について定期的に記録していること ④1の評価に基づき少なくとも3月に1回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること				
排せつ支援加算(Ⅰ)	10円/月	①排せつに介護を要する入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること ②①の評価の結果、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること ③①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること ④①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること				
排せつ支援加算(Ⅱ)	15円/月	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、 ①施設入所時と比較して排泄・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと ②又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること				
排せつ支援加算(Ⅲ)	20円/月	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、 ①施設入所時と比較して排泄・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと ②かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること				
自立支援促進加算	300円/月	①医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の視察を行い、自立支援に係る支援計画の策定等に参加していること ②医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であると判断された入所者ごとに、多職種共同で自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること ③医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること ④医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、自立支援の促進等に必要となる情報を活用していること				
ターミナルケア加算(死亡日45日前～31日前)	72円/日	ご家族の同意を得て、ターミナルケア(終末期医療・終末期看護)が行われた場合(追加要件)「1」の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること				
”(死亡日30日前～4日前)	160円/日					
”(死亡前々日、前日)	910円/日					
”(死亡日)	1,900円/日					
保険適用外の利用料 (希望される方のみ : 全額自己負担となります。)						
ケア・サポートセット	業者契約	入所に必要となる衣類・タオル類・日用品を日額定額制のレンタルでご利用いただけるサービス				
電気器具使用電気代	55円/日	1器具につき1日55円(税込)				
理美容代	実費	カット 2,520円・カットとカラー 6,700円 他				
インフルエンザ予防接種・肺炎球菌予防接種代	実費	各市町により異なります。				
利用料計算式						
(①②③④⑤⑥⑦) × 入所日数 + ⑧⑨⑩ +		対象者の方・必要時の各加算			+ 保険適用外の利用料	

好日苑 料金表（短期入所・4人部屋 1割負担）

R7. 2. 1 改定

※ 第1～3段階の軽減措置を受ける為には、市役所の認定書が必要です。

介護度	① 1日サービス費	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要支援1	613円	1,063円	1,793円	2,193円	2,493円	3,243円
要支援2	774円	1,236円	1,966円	2,366円	2,666円	3,416円
要介護1	830円	1,297円	2,027円	2,427円	2,727円	3,477円
要介護2	880円	1,350円	2,080円	2,480円	2,780円	3,530円
要介護3	944円	1,419円	2,149円	2,549円	2,849円	3,599円
要介護4	997円	1,476円	2,206円	2,606円	2,906円	3,656円
要介護5	1,052円	1,535円	2,265円	2,665円	2,965円	3,715円

※ 1日として計算（対象者の方・必要時の各加算 + 保険適用外の利用料は含まず）

⑧ 食費 (1日)	300円	600円	1,000円	1,300円	1,800円
⑨ 居住費 (1日)	—	430円	430円	430円	680円
② サービス提供体制強化加算(I) (1日)			22円		
③ 夜勤職員配置加算 (1日)			24円		
④ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (1日)			51円		
⑤ 介護職員等処遇改善加算(I)		{ (①②③④ × 入所日数) +	対象者の方・必要時の各加算	}	× 7.5%

対象者の方・必要時の各加算

生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月	①入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること
重度療養管理加算	120円/日	要介護度4または5であって、所定の状態にある方に対して、医学的管理のもと、短期入所療養介護を行った場合
緊急短期入所受入加算	90円/日	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合 ※利用開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度
送迎加算	184円/日	居宅と事業所間の送迎を行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難になった場合の受け入れ及び在宅復帰を目指したケアを行った場合
個別リハビリテーション実施加算	240円/回	個別にリハビリを20分以上行った場合
療養食加算	8円/回	糖尿病食や腎臓病食などの療養食を提供した場合（1日に3回を限度）
緊急時治療管理加算	518円/回	緊急的な治療管理を行った場合(1月に1回3日を限度)
口腔連携強化加算	50円/回	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び、介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に(月に1回を限度)

保険適用外の利用料（希望される方のみ：全額自己負担となります。）

電気器具使用電気代	55円/日	1器具につき1日55円（税込）
理美容代	実費	カット 2,520円・カットとカラー 6,700円 他
電話代	実費	
インフルエンザ予防接種・肺炎球菌予防接種代	実費	各市町により異なります。

利用料計算式

(①②③④⑧⑨⑩) × 入所日数 + ⑤⑥⑦ + 対象者の方・必要時の各加算 + 保険適用外の利用料

好日苑 料金表（短期入所・2人部屋 1割負担）

R7. 2. 1 改定

※ 第1～3段階の軽減措置を受ける為には、市役所の認定書が必要です。

介護度	① 1日サービス費	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要支援1	613円	2,383円	3,113円	3,513円	3,813円	4,563円
要支援2	774円	2,556円	3,286円	3,686円	3,986円	4,736円
要介護1	830円	2,617円	3,347円	3,747円	4,047円	4,797円
要介護2	880円	2,670円	3,400円	3,800円	4,100円	4,850円
要介護3	944円	2,739円	3,469円	3,869円	4,169円	4,919円
要介護4	997円	2,796円	3,526円	3,926円	4,226円	4,976円
要介護5	1,052円	2,855円	3,585円	3,985円	4,285円	5,035円

※ 1日として計算（対象者の方・必要時の各加算 + 保険適用外の利用料は含まず）

⑧ 食費 (1日)	300円	600円	1,000円	1,300円	1,800円
⑨ 居住費 (1日)	—	430円	430円	430円	680円
⑩ 特別な室料 (1日)	1,320円				
② サービス提供体制強化加算 (I) (1日)	22円				
③ 夜勤職員配置加算 (1日)	24円				
④ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (1日)	51円				
⑤ 介護職員等処遇改善加算(I)	$\{ ((①②③④ \times \text{入所日数}) + \text{対象者の方・必要時の各加算}) \times 7.5\%$				

対象者の方・必要時の各加算

生産性向上推進体制加算 (II)	10円/月	①入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること
重度療養管理加算	120円/日	要介護度4または5であって、所定の状態にある方に対して、医学的管理のもと、短期入所療養介護を行った場合
緊急短期入所受入加算	90円/日	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合 ※利用開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度
送迎加算	184円/日	居宅と事業所間の送迎を行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難になった場合の受け入れ及び在宅復帰を目指したケアを行った場合
個別リハビリテーション実施加算	240円/回	個別にリハビリを20分以上行った場合
療養食加算	8円/回	糖尿病食や腎臓病食などの療養食を提供した場合（1日に3回を限度）
緊急時治療管理加算	518円/回	緊急的な治療管理を行った場合(1月に1回3日を限度)
口腔連携強化加算	50円/回	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び、介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合(月に1回を限度)

保険適用外の利用料（希望される方のみ：全額自己負担となります。）

電気器具使用電気代	55円/日	1器具につき1日55円（税込）
理美容代	実費	カット 2,520円・カットとカラー 6,700円 他
電話代	実費	
インフルエンザ予防接種・肺炎球菌予防接種代	実費	各市町により異なります。

利用料計算式

$(①②③④⑧⑨⑩) \times \text{入所日数} + ⑤⑥⑦ + \text{対象者の方・必要時の各加算} + \text{保険適用外の利用料}$

好日苑 料金表 (短期入所・個室 1割負担)

R7. 2. 1 改定

※ 第1～3段階の軽減措置を受ける為には、市役所の認定書が必要です。

介護度	① 1日サービス費	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要支援1	579円	3,777円	4,077円	5,297円	5,597円	6,477円
要支援2	726円	3,935円	4,235円	5,455円	5,755円	6,635円
要介護1	753円	3,964円	4,264円	5,484円	5,784円	6,664円
要介護2	801円	4,015円	4,315円	5,535円	5,835円	6,715円
要介護3	864円	4,083円	4,383円	5,603円	5,903円	6,783円
要介護4	918円	4,141円	4,441円	5,661円	5,961円	6,841円
要介護5	971円	4,198円	4,498円	5,718円	6,018円	6,898円

※ 1日として計算 (対象者の方・必要時の各加算 + 保険適用外の利用料は含まず)

⑧ 食費 (1日)	300円	600円	1,000円	1,300円	1,800円
⑨ 居住費 (1日)	550円	550円	1,370円	1,370円	1,750円
⑩ 特別な室料 (1日)	2,200円				
② サービス提供体制強化加算 (I) (1日)	22円				
③ 夜勤職員配置加算 (1日)	24円				
④ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (1日)	51円				
⑤ 介護職員等処遇改善加算(I)	$\{ (①②③④ \times \text{入所日数}) + \text{対象者の方・必要時の各加算} \} \times 7.5\%$				

対象者の方・必要時の各加算

生産性向上推進体制加算 (II)	10円/月	①入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること
重度療養管理加算	120円/日	要介護度4または5であって、所定の状態にある方に対して、医学的管理のもと、短期入所療養介護を行った場合
緊急短期入所受入加算	90円/日	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合 ※利用開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度
送迎加算	184円/日	居宅と事業所間の送迎を行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難になった場合の受け入れ及び在宅復帰を目指したケアを行った場合
個別リハビリテーション実施加算	240円/回	個別にリハビリを20分以上行った場合
療養食加算	8円/回	糖尿病食や腎臓病食などの療養食を提供した場合(1日に3回を限度)
緊急時治療管理加算	518円/回	緊急的な治療管理を行った場合(月に1回3日を限度)
口腔連携強化加算	50円/回	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び、介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合(月に1回を限度)

保険適用外の利用料 (希望される方のみ : 全額自己負担となります。)

電気器具使用電気代	55円/日	1器具につき1日55円 (税込)
理美容代	実費	カット 2,520円・カットとカラー 6,700円 他
電話代	実費	
インフルエンザ予防接種・肺炎球菌予防接種代	実費	各市町により異なります。

利用料計算式

(①②③④⑧⑨⑩) × 入所日数 + ⑤⑥⑦ + 対象者の方・必要時の各加算 + 保険適用外の利用料